

○水道管路管理図閲覧等事務取扱要綱

平成25年10月28日管理者決定（制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市上下水道局が、本市内に布設する水道管路の管理を目的として作成する図面（以下「水道管路管理図」という。）の閲覧及び写しの交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 詳細図面 水道管路管理図のうち、道路台帳図を背景図とする水道管路の詳細を示した図面をいう。
- (2) 概略図面 水道管路管理図のうち、京都市都市計画基本図を背景図とする水道管路の概略を示した図面をいう。

（対象図面）

第3条 閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）の対象となる水道管路管理図（以下「対象図面」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧の場合 水道管路情報管理システム（以下「管理システム」という。）から出力しモニターに表示された詳細図面及び概略図面
- (2) 写しの交付の場合 管理システムから出力し所定の用紙に印刷された詳細図面

（閲覧等の場所等）

第4条 閲覧等は、次に掲げる場所において行うものとする。

- (1) 京都市上下水道局総合庁舎2階水道部給水工事事務所（南部担当）
- (2) 京都市上下水道局太秦庁舎3階水道部給水工事事務所（北部担当）

2 閲覧等の受付日は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日にかかる日を除く日とし、受付時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 管理者は、前項に規定する受付日及び受付時間を変更することができる。

（閲覧等の請求）

第5条 対象図面の閲覧等を請求する者（以下「請求者」という。）は、前条第1項に規定する場所に備える水道管路管理図閲覧簿兼交付記録簿（以下「閲覧兼交付記録簿」とい

う。)に必要事項を記入しなければならない。

2 前項に規定する閲覧兼交付記録簿の様式は、別に定める。

3 電話、ファクシミリ又は電子メール等、第1項に定める方法以外の方法による請求は受け付けない。

4 前3項の規定にかかわらず、第8条第4項に規定する者の請求方法については、別に定める。

(同意事項)

第6条 請求者は、前条第1項の規定により閲覧等を請求するときは、次に掲げる事項について同意するものとする。

- (1) 交付を受けた対象図面及びその内容を、第三者に配布する等みだりに公表しないこと。
- (2) 交付を受けた対象図面及びその内容を、閲覧兼交付記録簿に記載した目的以外に使用しないこと。
- (3) 対象図面の記載事項は、現地の状況と異なる場合があること。
- (4) 対象図面の写しは、証明書としての効力を一切有さないこと。
- (5) 請求者からの対象図面への追記、削除等の申出は受け付けないこと。
- (6) 第8条第2項に規定する発行料の支払後の請求枚数の変更は受け付けないこと。
- (7) 請求者自らが所持するカメラ等により、モニターに表示された対象図面又は交付を受けた対象図面の写しを撮影しないこと。
- (8) 閲覧等に関し、職員の指示に従うこと。

(閲覧等の方法)

第7条 管理者は、第5条第1項に規定する閲覧の請求があったときは、次の各号のいずれかの方法により請求者に閲覧させるものとする。

- (1) 管理システムから対象図面を出力し、モニターに表示したものを閲覧させる方法
- (2) 管理システムから対象図面を出力し、所定の用紙に印刷されたものを閲覧させる方法

2 管理者は、第5条第1項に規定する写しの交付の請求があったときは、管理システムから対象図面を出力し、所定の用紙に印刷されたものを写しとして請求者に交付するものとする。

(閲覧等の費用)

第8条 閲覧は、無償とする。

2 写しの交付は有償とし、交付に係る費用（以下「発行料」という。）は、対象図面1枚につき100円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）とする。

3 発行料は、写しの交付を受けた場所に設置する金銭投入装置において支払うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、管理者が別に定める者については、発行料の負担を要しないものとする。

（閲覧等の制限）

第9条 管理者は、請求者が次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧等を制限することができる。

(1) 閲覧兼交付記録簿に虚偽の事項を記入した者

(2) 第6条各号の規定に同意しない者

(3) 写しの交付にあっては、発行料の支払を拒否した者

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月22日から施行する。

ただし、閲覧等の場所等の名称変更に関する規定については、令和7年4月1日から施行し、それまでの間は従前の例による。